

和光市教育委員会 指定校変更及び区域外就学にかかる許可基準

この基準は、和光市に住民登録があり、和光市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者が通学区域を越えた小中学校への通学を希望する場合及び区域外就学の承諾を求める場合に適用するものです。

平成20年10月1日施行

平成28年8月16日改正

区分	号	申請理由	申請時期	必要書類
健康への配慮	1	○健康上の理由から通学に配慮が必要と認められる場合	新・転・編入学時 学期途中の転居時	○診断書又は証明書
通学への配慮	2	○通学の安全確保を配慮する必要があると認められる場合	新・転・編入学時	○状況を説明する書類 ○学校長の意見書
	3	○これまでに変更を認めてきた承認例がある場合		
家庭の事情への配慮	4	○保護者の店舗や勤務先が近くにあると認められる場合	新・転・編入学時 学期途中の転居時	○勤務証明書 ○学校長の意見書
	5	○家庭の事情から第三者の協力を必要とする場合		
	6	○兄姉に指定校変更を認めている場合	※ケースによって異なります	※ケースによって異なります
	7	○転居予定又は一時的な転居の場合		
学校生活への配慮	8	○児童生徒の性格や交友関係を考慮して必要と認められる場合	新・転・編入学時 学期途中の転居時	○学校長の意見書
	9	○学年終了、学期終了、行事等終了まで在籍する場合		
	10	○転校する状況がたびたびある場合		
教育面での配慮	11	○いじめ・不登校等により在籍校及び指定校への通学が困難である場合	就学相談を経た後 区域外転出時	○学校長の意見書
	12	○特別支援学級への就学を前提とする場合		
	13	○海外から帰国した児童生徒で指定校への就学が困難と認められる場合	※ケースによって異なります	※ケースによって異なります
	14	○部活動の継続など特別な事情により教育委員会が必要と認める場合		
学校選択制実施に伴う指定校の変更	15	○学校選択制に係る学校選択希望申請書の提出により、指定校の変更を認められた場合	新・転・編入学時	○学校選択制希望申請書 ※希望者が受け入れ可能な児童生徒数を超える場合は抽選を実施

※詳細は学校教育課にて、ご相談ください。